

葛飾区物価高騰緊急対策支援金交付要綱

令和4年12月16日
4葛産産第310号
区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区内の事業者に対し、物価高騰緊急対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、エネルギー価格の高騰や原材料費の高騰による経営への影響を緩和し、事業の継続を支援し、及び経営の安定を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 支援金の対象となる者（以下「交付対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は医療法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人、一般社団法人等であって、大企業者（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者をいう。）が実質的に経営に参画していないものであること。ただし、次に掲げる者は、交付対象事業者としない。

ア 東京信用保証協会が信用保証の対象外とする業種（東京都農業信用基金協会が保証対象とする業種及び学校法人を除く。）を営む者

イ 申請時点で事業活動を行っていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続その他の法的整理中の者

ウ 葛飾区暴力団排除条例（平成24年葛飾区条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団である者及び代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者である者

エ 指定管理者

オ その他区長が適当でないと認める者

(2) 葛飾区内（以下「区内」という。）において引き続き1年以上事業を行っている個人事業主又は法人（区内に本店登記（主たる事務所の登記義務がある者にあっては主たる事務所の登記）があるものに限る。）であること。

(3) 次に掲げる税を滞納していないこと。

ア 個人事業主にあっては、支援金の交付を申請する日の属する年度における葛飾区の特別区民税及び都民税（葛飾区外在住者にあっては、葛飾区の特別区民税（事業所課税分）及び当該者の居住地における区市町村民税及び都道府県民税）

- イ 法人にあっては、直近決算分における法人都民税
- (4) 確定申告を行っていること。(個人事業主は令和6年分、法人は直近期分)
- (5) 葛飾区中小企業融資要綱（平成14年3月5日付け14葛地産第311号）に基づき葛飾区中小企業融資の実行を受けたことのある事業者においては、葛飾区中小企業融資業務取扱要領（令和4年9月26日付け3葛産産第370号）第15条に規定する返戻信用保証料の滞納及び不納欠損がないこと。
- (6) 第4条の規定による申請以後も事業継続の意思があること。

（交付額及び申請回数）

第3条 支援金の額は、予算の範囲内において、個人事業主にあっては30,000円、法人にあっては150,000円とする。

2 支援金の申請は、同一の個人事業主又は法人につき1回限りとする。ただし、農業者については、1世帯1回限りとする。

（支援金の交付申請）

第4条 交付対象事業者が、支援金の交付を受けようとするときは、葛飾区物価高騰緊急対策支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、葛飾区長（以下「区長」という。）に申請するものとする。この場合において、交付対象事業者は、令和8年2月1日から同年3月31日まで（当日消印有効）に電子申請又は、郵送により申請しなければならない。

- (1) 個人事業主にあっては、次に掲げる書類
- ア 運転免許証又は保険証の写し
- イ 確定申告書（第一表・第二表）の控えの写し（令和6年分）
- ウ 支援金の振込先口座の通帳等の写し（交付対象事業者名義の口座に限る。）
- (2) 法人にあっては、次に掲げる書類
- ア 履歴事項全部証明書の写し（発行日から3カ月以内のものに限る。）
- イ 確定申告書別表一の控えの写し（直近期分）
- ウ 支援金の振込先口座の通帳等の写し（交付対象事業者名義の口座に限る。）

（支援金の交付決定）

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは葛飾区物価高騰緊急対策支援金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは葛飾区物価高騰緊急対策支援金不交付決定通知書（第3号様式）により、速やかに当該申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、申請者が指定する口座に支援金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 区長は、前条第1項の規定により支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の申請に基づき、支援金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 葛飾区物価高騰緊急対策支援金交付申請書兼請求書又は添付書類の内容に、事実と異なることが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）に基づく命令に違反したとき。

(支援金の返還)

第7条 区長は、前条の規定により支援金の交付を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じなければならない。

(報告及び調査)

第8条 区長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対し報告を求め、調査することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則の定めるところにより、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年12月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年12月5日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年12月4日から施行する。